257
28.4.28
小郡三井医師会

福県医発第377号（地）
平成28年4月28日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　松　田　峻一良
（公　印　省　略）

平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その３)

平成28年熊本地震に関する、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」）の支払いが困難な方に対する取扱いについては、平成28年4月25日付福県医発第321号（地）「平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」によりご連絡申し上げております。

また、一部負担金等の支払猶予の対象となる健康保険組合等の更新について、平成28年4月26日付福県医発第335号（地）「平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その２）」によりご連絡申し上げておりますが、今般、当該箇所が添付資料別紙２のとおり更新された旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

＜添付資料＞
平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その３)
（平28.4.25 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

小郡三井医師会より　　医療保険・後期高齢者医療担当理事　山下拓郎
会長　廣瀬真恵

（保 34）Ｆ
平成２８年４月２６日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松　本　純　一

平成２８年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その３）

平成２８年熊本地震に関する、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」）の支払いが困難な方に対する取扱いについては、平成２８年４月２２日付（保 29）「平成２８年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」によりご連絡申し上げてきたところです。

今般、一部負担金等の支払猶予の対象となる健康保険組合等が添付資料別紙２のとおり更新されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

＜添付資料＞
平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その３）
（平 28.4.25　事務連絡　厚生労働省保険局医療課）

事　務　連　絡
平成 28 年４月 25 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて
（その３）

平成 28 年熊本地震による災害発生に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いしたい。
（平成 28 年４月 22 日付け事務連絡から、別紙２を更新）

記

１に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第５条及び第５条の２、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第４条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和 58 年厚生省告示第 14 号)第５条及び第５条の２並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)第 13 条の規定により一部負担金等の支払いを受けることを、２に掲げる期間猶予することができるものとする。
なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費（保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。）については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

１　対象者の要件
（１)及び(２)のいずれにも該当する者であること。
（１）　平成 28 年熊本地震に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村のうち別紙１に掲げる市町村の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第５条の被

保険者（市町村国保の被保険者）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57 年法律第 80 号）の被保険者又は平成 28 年熊本地震に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)若しくは船員保険法(昭和14 年法律第 73 号)の被保険者若しくは被扶養者（地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）若しくは国民健康保険法第 19 条の被保険者（国民健康保険組合の被保険者）であって、別紙２に掲げる健康保険組合等の被保険者若しくは被扶養者であること。

（２） 平成 28 年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

２ 取扱いの期間

平成 28 年７月末までの診療、調剤及び訪問看護

３ 医療機関等における確認等

上記１（２）の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が１（１）の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の１（２）の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

４ その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成 25 年１月 24 日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

別紙１（市町村国保・後期高齢者医療）

熊本県内の全市町村

別紙2（被用者保険・国保組合）

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

〇全国健康保険協会

〇九州の健康保険組合

	健保組合名	住所地
1	麻生	福:(福岡県)
2	安川電機	福:(福岡県)
3	九州電力	福:(福岡県)
4	福岡県農協	福:(福岡県)
5	九電工	福:(福岡県)
6	高田工業所	福:(福岡県)
7	ベスト電器	福:(福岡県)
8	ロイヤル	福:(福岡県)
9	山九	福:(福岡県)
10	小倉記念病院	福:(福岡県)
11	佐賀銀行	佐:(佐賀県)
12	巨樹の会	佐:(佐賀県)
13	佐世保重工業	長:(長崎県)
14	親和銀行	長:(長崎県)
15	肥後銀行	熊:(熊本県)
16	熊本県自動車販売店	熊:(熊本県)
17	西部電気	熊:(熊本県)
18	平田機工	熊:(熊本県)
19	熊本銀行	熊:(熊本県)
20	旭化成	宮:(宮崎県)
21	鹿児島県信用金庫	鹿:(鹿児島県)

〇熊本県内に主たる事務所または支部がある国民健康保険組合

	国民健康保険組合名
1	熊本県医師国民健康保険組合
2	熊本県歯科医師国民健康保険組合
3	建設連合国民健康保険組合

○九州以外の健康保険組合（アルファベット順・50音順）

	健保組合名	住所地
1	ADEKA	東:（東京都）
2	CNCグループ	京:（京都府）
3	DOWA	東:（東京都）
4	FR	東:（東京都）
5	GWA	東:（東京都）
6	IHG・ANAホテルズ	東:（東京都）
7	ITホールディングスグループ	富:（富山県）
8	JUKI	東:（東京都）
9	KDDI	東:（東京都）
10	NIPPO	東:（東京都）
11	NSD	東:（東京都）
12	SMBCコンシューマーファイナンス	東:（東京都）
13	TDK	東:（東京都）
14	TSIホールディングス	東:（東京都）
15	UACJ	愛:（愛知県）
16	USEN	東:（東京都）
17	あいおいニッセイ同和	東:（東京都）
18	アイシン	愛:（愛知県）
19	愛知銀行	愛:（愛知県）
20	愛知県情報サービス産業	愛:（愛知県）
21	愛知県信用金庫	愛:（愛知県）
22	愛知県トラック事業	愛:（愛知県）
23	アイフル	京:（京都府）
24	あおみ建設	東:（東京都）
25	青山商事	広:（広島県）
26	アクサ生命	東:（東京都）
27	アサヒグループ	東:（東京都）
28	アステラス	東:（東京都）
29	アプラス	東:（東京都）
30	アペックス	愛:（愛知県）
31	尼崎機械金属	兵:（兵庫県）
32	アメリカンファミリー生命	東:（東京都）
33	あらた	東:（東京都）
34	アルバック	神:（神奈川県）
35	阿波銀行	徳:（徳島県）
36	池田泉州銀行	大:（大阪府）
37	石川県自動車販売店	石:（石川県）
38	イズミグループ	広:（広島県）
39	イズミヤグループ	大:（大阪府）
40	市田	東:（東京都）
41	伊藤忠	大:（大阪府）
42	イノアック	愛:（愛知県）
43	岩手銀行	岩:（岩手県）
44	印刷製本包装機械	東:（東京都）
45	ウシオ電機	神:（神奈川県）
46	内田洋行	東:（東京都）
47	宇部興産	山:（山口県）
48	エア・ウォーター	北:（北海道）
49	エーザイ	東:（東京都）
50	エスアールエルグループ	東:（東京都）
51	エトワール海渡	東:（東京都）
52	エヌ・ティ・ティ	東:（東京都）
53	エヌ・ティ・ティ・データ・ジェトロニクス	東:（東京都）
54	愛媛銀行	媛:（愛媛県）
55	エム・オー・エー	静:（静岡県）
56	エルナー	神:（神奈川県）

57	大阪織物商	大:(大阪府)
58	大阪菓子	大:(大阪府)
59	大阪機械工具商	大:(大阪府)
60	大阪既製服	大:(大阪府)
61	大阪金属問屋	大:(大阪府)
62	大阪自転車	大:(大阪府)
63	大阪自動車整備	大:(大阪府)
64	大阪食糧連合	大:(大阪府)
65	大阪ニット	大:(大阪府)
66	大阪府管工事業	大:(大阪府)
67	大阪婦人子供既製服	大:(大阪府)
68	大阪府石油	大:(大阪府)
69	大阪府電設工業	大:(大阪府)
70	大阪線材製品	大:(大阪府)
71	大沢	東:(東京都)
72	オオゼキ	東:(東京都)
73	大塚商会	東:(東京都)
74	大塚製薬	徳:(徳島県)
75	岡山県自動車販売	岡:(岡山県)
76	沖縄銀行	沖:(沖縄県)
77	沖縄電力	沖:(沖縄県)
78	花王	東:(東京都)
79	科研製薬	東:(東京都)
80	カスミ	茨:(茨城県)
81	学研	東:(東京都)
82	神奈川運輸業	神:(神奈川県)
83	神奈川県医療従事者	神:(神奈川県)
84	神奈川県管工事業	神:(神奈川県)
85	神奈川県機器	神:(神奈川県)
86	神奈川県自動車整備	神:(神奈川県)
87	神奈川県食品製造	神:(神奈川県)
88	神奈川県電子電気機器	神:(神奈川県)
89	神奈川県電設	神:(神奈川県)
90	神奈川鉄鋼産業	神:(神奈川県)
91	カネカ	大:(大阪府)
92	カルビー	栃:(栃木県)
93	川崎重工業	兵:(兵庫県)
94	関西ペイント	兵:(兵庫県)
95	関東ITソフトウェア	東:(東京都)
96	関東いすゞ	群:(群馬県)
97	機缶	東:(東京都)
98	北関東しんきん	群:(群馬県)
99	キタムラ	高:(高知県)
100	岐阜県プラスチック事業	岐:(岐阜県)
101	岐阜信用金庫	岐:(岐阜県)
102	紀文	東:(東京都)
103	京都自動車	京:(京都府)
104	京都信用金庫	京:(京都府)
105	京都中央信用金庫	京:(京都府)
106	杏林	東:(東京都)
107	近畿しんきん	京:(京都府)
108	近畿電子産業	大:(大阪府)
109	近畿日本鉄道	大:(大阪府)
110	近畿日本ツーリスト	東:(東京都)
111	グーグル	東:(東京都)
112	クラシエ	大:(大阪府)
113	栗田	東:(東京都)
114	来島どっく	媛:(愛媛県)
115	くろがね	大:(大阪府)

116	群馬県自動車販売	群:(群馬県)
117	慶應義塾	東:(東京都)
118	経済産業関係法人	東:(東京都)
119	京阪グループ	大:(大阪府)
120	公庫関係	東:(東京都)
121	甲信越しんきん	野:(長野県)
122	合同製鐵	大:(大阪府)
123	神戸貿易	兵:(兵庫県)
124	興和	愛:(愛知県)
125	コカ・コーライーストジャパン	愛:(愛知県)
126	コクヨ	大:(大阪府)
127	小島	愛:(愛知県)
128	国会議員秘書	東:(東京都)
129	コムシスホールディングス	東:(東京都)
130	コロナ	新:(新潟県)
131	さいしん	玉:(埼玉県)
132	埼玉県建設業	玉:(埼玉県)
133	酒フーズ	東:(東京都)
134	佐藤工業	東:(東京都)
135	サニーピア	兵:(兵庫県)
136	三機工業	東:(東京都)
137	産業機械	東:(東京都)
138	サントリー	大:(大阪府)
139	三陽商会	東:(東京都)
140	シーイーシー	東:(東京都)
141	ジェーシービー	東:(東京都)
142	滋賀銀行	滋:(滋賀県)
143	滋賀県自動車	滋:(滋賀県)
144	滋賀県農協	滋:(滋賀県)
145	静岡県金属工業	静:(静岡県)
146	静岡県西部機械工業	静:(静岡県)
147	静岡県石油	静:(静岡県)
148	静岡県中部機械工業	静:(静岡県)
149	静岡県東部機械工業	静:(静岡県)
150	静岡県トラック運送	静:(静岡県)
151	静岡県農業団体	静:(静岡県)
152	静岡中央銀行	静:(静岡県)
153	資生堂	東:(東京都)
154	七十七銀行	城:(宮城県)
155	シティグループ	東:(東京都)
156	品川リフラクトリーズ	岡:(岡山県)
157	シバタ工業	兵:(兵庫県)
158	澁澤	東:(東京都)
159	シャープ	大:(大阪府)
160	社会保険支払基金	東:(東京都)
161	商船三井	東:(東京都)
162	ジョンソン・エンド・ジョンソングループ	東:(東京都)
163	神栄	兵:(兵庫県)
164	しんくみ東海北陸	愛:(愛知県)
165	神鋼商事	大:(大阪府)
166	新日鐵住金君津関連	千:(千葉県)
167	シンフォニアテクノロジー	三:(三重県)
168	スズキ	静:(静岡県)
169	住友大阪セメント	東:(東京都)
170	住友共同電力	媛:(愛媛県)
171	住友重機械	東:(東京都)
172	住友生命	大:(大阪府)
173	スリーエムジャパン	神:(神奈川県)
174	セイコーインスツル	千:(千葉県)

175	製紙工業	静:(静岡県)
176	西武	玉:(埼玉県)
177	聖隷	静:(静岡県)
178	セキスイ	大:(大阪府)
179	セディナ	愛:(愛知県)
180	セブン＆アイ・ホールディングス	東:(東京都)
181	全国外食産業ジェフ	東:(東京都)
182	全国商品取引業	東:(東京都)
183	全国労働金庫	東:(東京都)
184	セントラル硝子	東:(東京都)
185	全日本理美容	東:(東京都)
186	全農	東:(東京都)
187	全労済	東:(東京都)
188	綜合警備保障	東:(東京都)
189	象印マホービン	大:(大阪府)
190	創聖	東:(東京都)
191	ソトー	愛:(愛知県)
192	第一生命	東:(東京都)
193	ダイエー	東:(東京都)
194	大王製紙	媛:(愛媛県)
195	ダイキン工業	大:(大阪府)
196	大建工業	大:(大阪府)
197	大正製薬	東:(東京都)
198	大真空	兵:(兵庫県)
199	ダイセル	大:(大阪府)
200	大日精化	東:(東京都)
201	ダイハツ	大:(大阪府)
202	ダイフク	大:(大阪府)
203	ダイヘン	大:(大阪府)
204	第四銀行	新:(新潟県)
205	大和証券グループ	東:(東京都)
206	大和ハウス工業	大:(大阪府)
207	ダイワボウ	大:(大阪府)
208	髙島屋	大:(大阪府)
209	宝グループ	京:(京都府)
210	タカラスタンダード	大:(大阪府)
211	タカラベルモント	大:(大阪府)
212	タクマ	兵:(兵庫県)
213	武田薬品	大:(大阪府)
214	田辺三菱製薬	大:(大阪府)
215	地域医療機能推進機構	東:(東京都)
216	千葉県医業	千:(千葉県)
217	千葉県トラック	千:(千葉県)
218	中外製薬	東:(東京都)
219	中国銀行	岡:(岡山県)
220	中国新聞	広:(広島県)
221	中部鋼鈑	愛:(愛知県)
222	通信機器産業	東:(東京都)
223	月島機械	東:(東京都)
224	椿本チエイン	京:(京都府)
225	帝人グループ	媛:(愛媛県)
226	帝石	東:(東京都)
227	電興	東:(東京都)
228	電子回路	東:(東京都)
229	電線工業	大:(大阪府)
230	天理よろづ相談所	奈:(奈良県)
231	東亜建設工業	東:(東京都)
232	東亜道路	東:(東京都)
233	東京応化工業	神:(神奈川県)

234	東京紙商	東:(東京都)
235	東京化粧品	東:(東京都)
236	東京港運	東:(東京都)
237	東京自動車教習所	東:(東京都)
238	東京自動車サービス	東:(東京都)
239	東京女子医科大学	東:(東京都)
240	東京スター銀行	東:(東京都)
241	東京製本	東:(東京都)
242	東京電子機械工業	東:(東京都)
243	東京都医業	東:(東京都)
244	東京都歯科	東:(東京都)
245	東京都土木建築	東:(東京都)
246	東京都報道事業	東:(東京都)
247	東京不動産業	東:(東京都)
248	東光高岳	東:(東京都)
249	東洋ゴム工業	大:(大阪府)
250	東糧	東:(東京都)
251	徳島銀行	徳:(徳島県)
252	特種東海	静:(静岡県)
253	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東:(東京都)
254	ドッドウェル	東:(東京都)
255	トッパングループ	東:(東京都)
256	トピー	東:(東京都)
257	トマト銀行	岡:(岡山県)
258	豊田自動織機	愛:(愛知県)
259	トヨタ自動車	愛:(愛知県)
260	トヨタ販売連合	愛:(愛知県)
261	長野銀行	野:(長野県)
262	長野県食品	野:(長野県)
263	名古屋銀行	愛:(愛知県)
264	名古屋港湾	愛:(愛知県)
265	なとり	東:(東京都)
266	南都銀行	奈:(奈良県)
267	西日本パッケージング	大:(大阪府)
268	日工	兵:(兵庫県)
269	日新製鋼	東:(東京都)
270	日清製粉	東:(東京都)
271	日新電機	京:(京都府)
272	日生協	東:(東京都)
273	日本合成化学	大:(大阪府)
274	日本事務器	東:(東京都)
275	日本発条	神:(神奈川県)
276	ニトリ	東:(東京都)
277	日本金型工業	東:(東京都)
278	日本金属	東:(東京都)
279	日本原燃	青:(青森県)
280	日刊工業新聞社	東:(東京都)
281	日本航空	東:(東京都)
282	日本高周波鋼業	富:(富山県)
283	日本高速道路	東:(東京都)
284	日本車輌	愛:(愛知県)
285	日本情報機器	東:(東京都)
286	日本相撲協会	東:(東京都)
287	日本製鋼所	東:(東京都)
288	日本冶金工業	東:(東京都)
289	日本特殊陶業	愛:(愛知県)
290	日本ピストンリング	玉:(埼玉県)
291	日本マクドナルド	東:(東京都)
292	日本無線	東:(東京都)

293	ニューオータニ	東:(東京都)
294	農林中央金庫	東:(東京都)
295	ノバルティス	東:(東京都)
296	八十二銀行	野:(長野県)
297	パレット	東:(東京都)
298	阪急阪神	大:(大阪府)
299	ひかり	東:(東京都)
300	日立工機	茨:(茨城県)
301	百五銀行	三:(三重県)
302	兵庫県運輸業	兵:(兵庫県)
303	兵庫自動車販売店	兵:(兵庫県)
304	広島ガス電鉄	広:(広島県)
305	福井県機械工業	井:(福井県)
306	福井県自動車販売整備	井:(福井県)
307	富国生命	東:(東京都)
308	不二越	富:(富山県)
309	不二サッシ	神:(神奈川県)
310	富士車輌	滋:(滋賀県)
311	双葉電子	千:(千葉県)
312	フューチャーグループ	東:(東京都)
313	ブラザー	愛:(愛知県)
314	プラチナ萬年筆	東:(東京都)
315	フランスベッドグループ	東:(東京都)
316	古野電気	兵:(兵庫県)
317	ベイシアグループ	群:(群馬県)
318	平和堂	滋:(滋賀県)
319	報徳同栄	静:(静岡県)
320	北陸情報産業	石:(石川県)
321	北陸地区信用金庫	石:(石川県)
322	北海道医療	北:(北海道)
323	北海道銀行	北:(北海道)
324	北海道コンピュータ関連産業	北:(北海道)
325	北海道新聞社	北:(北海道)
326	堀場製作所	京:(京都府)
327	ホンダ	東:(東京都)
328	マキタ	愛:(愛知県)
329	マスミューチュアル生命	東:(東京都)
330	丸八真綿	神:(神奈川県)
331	マルハン	東:(東京都)
332	丸紅	東:(東京都)
333	丸紅連合	大:(大阪府)
334	三重県自動車販売	三:(三重県)
335	巴川製紙所	静:(静岡県)
336	ミサワホーム	東:(東京都)
337	みずほ	東:(東京都)
338	みちのく銀行	青:(青森県)
339	三井住友銀行	東:(東京都)
340	ミツウロコ	東:(東京都)
341	ミツバ	群:(群馬県)
342	三菱UFJ証券グループ	東:(東京都)
343	三菱化学	東:(東京都)
344	三菱地所	東:(東京都)
345	三菱商事	東:(東京都)
346	三菱伸銅	島:(福島県)
347	三菱電機ビルテクノサービス	東:(東京都)
348	三菱東京UFJ銀行	東:(東京都)
349	三ツ星ベルト	兵:(兵庫県)
350	ミドリ安全	東:(東京都)
351	三保造船	静:(静岡県)

352	民間放送	東:(東京都)
353	明治グループ	東:(東京都)
354	明治安田生命	東:(東京都)
355	メイテック	東:(東京都)
356	名糖	東:(東京都)
357	めいらくグループ	愛:(愛知県)
358	持田製薬	東:(東京都)
359	山形銀行	形:(山形県)
360	山崎製パン	東:(東京都)
361	ヤマザキマザック	愛:(愛知県)
362	ヤマトグループ	東:(東京都)
363	ヤマハ	静:(静岡県)
364	ユーシーシー	兵:(兵庫県)
365	ユニキャリア	東:(東京都)
366	ユニマット	東:(東京都)
367	横浜港運	神:(神奈川県)
368	吉野工業所	東:(東京都)
369	リーガル	千:(千葉県)
370	リケンテクノス	東:(東京都)
371	レンゴー	大:(大阪府)
372	労働者健康安全機構	東:(東京都)
373	ロッテ	東:(東京都)

事　務　連　絡
平成25年１月24日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて

北海道における暴風雪被害に係る診療報酬の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

記

１　被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等について

（１）被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて

被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとすること。

①　保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。

②　保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の所定の欄に記載すること。

なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で不詳と記載すること。

③　上記①の方法により保険者を特定できないものにあっては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当

該明細書について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出する分、それぞれについて別に束ねて、請求するものとすること。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出するべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

④　保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載すること。

（２）健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の２等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられたものに関する取扱い

健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の２等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。（以下の事務連絡参照。）

なお、減免措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で災１と記載するとともに、同一の患者について、減免措置等に係る明細書と減免措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を２枚１組にし、通常の明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、同一の患者について、減免措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で災２と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年８月７日保険発第82号）に基づき記載すること。

・災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について（平成24年11月28日厚生労働省保険局保険課事務連絡）
・暴風雪被害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）
・暴風雪に伴う被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）

（３）被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、（２）の方法により行うものとすること。

（４）調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成25年１月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

２　レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。（電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。）

別添

電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

１．事務連絡１（１）②関連（保険者を特定できた場合）

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

○　被保険者証の「保険者番号」を記録する。
○　被保険者証の「記号」は記録しない。
○　「番号」は「999999999（９桁）」を記録する。
○　摘要欄の先頭に「不詳」を記録する。
○　保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999（８桁）」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

２．事務連絡１（１）③関連（保険者を特定できない場合）

保険者を特定できない場合には、

○　「保険者番号」は「99999999（８桁）」を記録する。
○　被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する。
○　被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記１と同様に、
　●　「記号」は記録しない。
　●　「番号」は「999999999（９桁）」を記録する。
　●　摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

３．事務連絡１(２)関連

本事務連絡１(２)において、「明細書の欄外上部に赤色で災１と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項に「９６」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災１」と記録する」こと。

また、「災２と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「９７」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災２」と記録する」こと。

４．事務連絡１（４）関連（調剤レセプトの場合）

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。